

医事関係訴訟委員会における、鑑定人に対するアンケートの結果について  
(最高裁判所医事関係訴訟委員会事務局)

※平成16年1月から平成16年6月30日までに提出された15通を対象とする。

<p><b>1 あなたが民事事件で鑑定人に選任されたのは、今回が初めてですか。</b></p>
<p>ア はい ( 7 ) イ いいえ ( 8 ) (以下、具体的な鑑定経験について。) [ア] 2度目 ( 4 ) [イ] 3度目 ( 1 ) [ウ] 4度目 ( 3 )</p>
<p><b>2 鑑定人に選任されるに当たり、裁判所から鑑定手続に関する説明資料の提供や口頭での説明がありましたか。</b></p>
<p>ア はい ( 12 ) (以下、具体的な説明方法について。複数回答可) [ア] 鑑定手続に関する説明資料の提供 ( 12 ) [イ] 口頭での説明 ( 3 ) イ いいえ ( 3 ) (以下、説明の必要性について。) [ア] 理解していたので、説明は不要であった ( 2 ) [イ] 説明が必要であった ( 1 )</p>
<p><b>3 裁判所からの鑑定手続の説明について、御意見、御要望があれば、御記入ください。</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすく、適切だった。( 2 )</li> <li>・初めての人には、詳しく説明してほしい。</li> <li>・書面連絡で了解できた。</li> <li>・疑問があれば、自分から裁判所に質問することになっている。</li> <li>・電話で簡単に説明してもらい、その後資料を送ってもらう方法でよい。</li> </ul>
<p><b>4 鑑定作業を行うに当たり、鑑定事項について、お気付きの点があれば御記入ください。</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・異なる分野を専門とする鑑定人に対して同一の鑑定事項の提示があった。鑑定すべき問題点の全体像を理解するためには良い手法であったと理解しているが、どの鑑定人にどこまでを命じているかについて、口頭で説明がなされたけれども、やや不分明であった。</li> <li>・鑑定事項の文章が医学的ではないため、とまどうことがあった。</li> <li>・鑑定人同士の相談の可否を書いておいていただきたい。</li> <li>・鑑定事項は、あらかじめ整理してほしい。</li> <li>・鑑定事項の内容を検討して修正してくれたことは、よかった。</li> <li>・鑑定事項は、よく整備されており、よく理解できた。</li> <li>・症状と原因との因果関係、その程度、割合についての質問は、回答が難しい。</li> </ul>
<p><b>5 鑑定作業を行うに当たり、鑑定のための資料について、お気付きの点があれば御記入ください。</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・かなり詳細な資料をもらったので、参考になった。</li> <li>・鑑定人が資料を保存すべき期限を明示してほしい。</li> <li>・鑑定を進める段階で、追加資料を請求したが、快く提出がなされた。</li> <li>・鑑定書に添付してよい参考文献の量は、どのくらいの分量までか、また、外国文献も可とするのか等の基準が決まっている方がやりやすい。</li> </ul>



## [2] 鑑定手続一般について

### ○鑑定人尋問について

- ・書面で行っていただきたい。法廷に出席するだけの時間がない。
- ・原告代理人からの失礼な質問が多い。鑑定人が被告人のように扱われ、不愉快な思いをする。
- ・不必要な鑑定人尋問は行う必要がない。

### ○鑑定終了後の通知について

- ・事件終了の通知はいただきたい。

### ○鑑定に関する裁判所の事務について

- ・鑑定の依頼方法や手順には改善がみられた。

### ○鑑定の方法、制度について

- ・鑑定人の勤務先、氏名、役職、卒業大学等が公示されない方が適切な鑑定ができると思う。
- ・今後も学会を通して鑑定人を選定することがよいと思う。( 2 )
- ・もう少し柔軟な対応をしてほしい。複数の鑑定人で分担、あるいは協議してもよいと思う。